

第 52 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会（部会②）

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和 7 年 2 月 5 日（水）10：00 ～ 12：00
- 場 所：JR 東日本 現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・ 谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・ 老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・ 小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・ 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	・ 文化庁文化財第二課 史跡部門 ・ 港区 街づくり支援部 ・ 港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・ 東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・ 東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・ 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・ 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術監理部 ・ JR 東日本コンサルタンツ株式会社 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・ 東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門 ・ 東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部 ・ 京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部
事務局	・ 京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部
サポート	・ パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

部会②

- ・ 次第
- ・ 資料 1：駅街区北棟ビル工事に伴う構真柱の施工について
- ・ 資料 2：調査の進捗について

2 議事要旨

2.1 認部会②

部会②

(1) 開会

- 第 52 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会②を開会する。(事務局)

(2) 駅街区北棟ビル工事に伴う構真柱の施工について

- 資料 1-1 について説明する。(事務局)

<説明概要>

- 北棟ビルの構真柱施工について、第 40 回委員会の資料に追加の施工箇所を加筆したものが資料 1-1 であり、緑色で示すトレンチ⑤-1 部分が追加箇所になる。
- このトレンチで追加調査を実施した。

- 資料 1-2 について説明する。(港区)

<説明概要>

- トレンチ⑤は第 41 回委員会で調査結果を報告したが、今回の構真柱予定位置に遺構がないか改めて調査した。
- 調査の結果、構真柱施工範囲に木杭 1 と木杭 2 があり、記録して取り上げた。
- 硬質粘土層を掘り込む土取り穴のような遺構は存在しなかった。
- 構真柱の施工範囲内には、埋蔵文化財は残っていないというのが現時点の判断である。
- トレンチ⑤は、旧東海道の護岸ということで以前報告を受けているが、以南の状況が分かっておらず見解を保留としている。今回はその東側に構真柱を施工する話であり、港区の調査で木杭の記録をとり、取り上げたという状況である。保留している遺構には抵触しないため、構真柱の施工は可能であると考え。(委員長)
- ← 異議なし。(委員一同)
- 構真柱の施工を可とする。(委員長)

(3) 調査の進捗について

- 資料 2 について説明する。(港区)

<説明概要>

- 資料 2-1 に、トレンチ⑦-1～3 の概況を示す。
- トレンチ⑦-3 の目的は、明治 5 年の木柵列の残存状況を確認するためである。
- 調査の結果、土留め板柵が確認され、更にその下からは胴木のようなものが確認され

た。

- 胴木と思われるものは、場合によっては明治5年よりも古い材である可能性がある。
- トレンチ⑦-2 で確認した1号遺構が、⑦-3 まで続いていることが確認された。1号遺構は、高輪海岸の護岸の裏込め石を壊して構築したと考えられる。⑦-3 の北側で確認されている明治5年構築の土留め板柵との切り合い関係から、明治5年かそれ以降に作られたものとする。
- 資料 2-6 に、トレンチ⑦-3 の結果を踏まえた当該箇所の変遷を示す。
- 土留め板柵の板は1段、または完全に欠損しており、残存状況は良好とは言い難い。
- 東西方向の土留め遺構である1号遺構は、第49回委員会で報告した通り、恐らく山側の水を集めて海に流す暗渠状の水路の名残ではないかと考えている。
- この部分には、17世紀中頃の木柵、明治5年の土留め板柵、東西方向の1号遺構と呼ぶ土留め遺構の3種類の土留めがある。(委員長)
- 明治5年の土留め板柵及び1号遺構の遺存状況は良くない。(委員長)
- 明治5年の土留め板柵の下から出てきた木材は、割り材なので古い可能性がある。上層の裏込めを取り外さないと、これ以上調査できないため、現状では木材の実態はわかっていない。(委員長)
- トレンチ⑦-1～3 の調査結果として、17世紀の木柵列は杭のみ、旧東海道護岸は裏込めのみ、明治5年の土留め板柵は矢板が1段程度、その下の胴木と思われる木材の状況から、この部分は記録保存の対応で良いものと考えている。ただし、胴木と思われるものは記録をとって取り外し、その過程で何かが出てきたら再考する必要がある。(委員長)
- ← 異議なし。(委員一同)
- では記録保存の後に、SC 連壁と SMW の工事を可とする判断とする。(委員長)

(4) 閉会

3 議事録

3.1 部会②

(1) 開会

(委員長) 次第に沿って進める。

(2) 駅街区北棟ビル工事に伴う構真柱の施工について

(事務局) 資料1-1について説明する。北棟ビルの構真柱施工について、第40回委員会の資料に施工追加箇所を加筆したものが資料1-1である。このトレンチで追加調査を行った。

(港区) 資料1-2について説明する。トレンチ⑤は第41回委員会で調査結果を報告したが、今回の構真柱予定位置に本当に遺構がないか改めて調査した。調査の結果、構真柱施工範囲に木杭1と木杭2があり、記録して取り上げている。なお、硬質粘土層を掘り込む土取り穴のような遺構は存在しなかった。したがって、構真柱の施工範囲内には、埋蔵文化財は残っていないというのが現時点の判断である。この結果について委員会の判断をいただきたい。

(委員長) トレンチ⑤は、旧東海道の護岸付近ということで以前報告を受けているが、以南の状況が分かっておらず見解を保留としている。今回はその東側に構真柱を施工する話であるが、港区の調査で木杭の記録をとり、取り上げたという状況である。見解を保留している遺構には抵触しないため、構真柱の施工は可能であると考える。

(委員一同) 異議なし。

(委員長) では、構真柱の施工を可とする。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(3) 調査の進捗について

(港区) 資料2について説明する。トレンチ⑦-3の目的は、明治5年の木柵列の残存状況を確認するためである。⑦-3では、土留め板柵の下から胴木のようなものが確認された。これは場合によっては明治5年よりも古い材である可能性がある。資料2-5に調査結果のまとめを示す。トレンチ⑦-2で確認した1号遺構が、⑦-3まで続いていることが確認された。1号遺構は、高輪海岸の護岸の裏込め石を壊して構築したと考えられる。⑦-3の北側で確認されている明治5年構築の土留め板柵との切り合い関係から、明治5年かそれ以降に作られたものと考える。

資料 2-6 に、トレンチ⑦-3 の結果を踏まえた当該箇所の変遷を示す。明治 5 年以降、排水溝と考えられる 1 号遺構が作られる。明治 5 年には高輪海岸の護岸石積みを築堤に転用したことにより、土留め板柵が作られる。土留め板柵の西側にある裏込めは護岸石積みに伴うものであると考えられるが、その時期は泉岳寺駅改良事業の調査成果から 17 世紀中頃と考える。そして、土留め板柵構築以前に、木材を用いた構造物が作られたと考えられる。土留め板柵の板は 1 段、または完全に欠損しており、残存状況は良好とはいえない。東西方向の土留め遺構である 1 号遺構は、第 49 回委員会で報告した通り、恐らく山側の水を集めて海に流す暗渠状の水路の名残ではないかと考えている

(委員長)

質問、意見はあるか。

(委員長)

資料 2-4 に、トレンチ⑦の 1～3 の関係を示してある。この部分には、17 世紀中頃の木柵、明治 5 年の土留め板柵、東西方向の 1 号遺構と呼ぶ土留め遺構の 3 種類の土留めがある。明治 5 年の土留め板柵の遺存状況は良くない。1 号遺構は明治以降の下水跡という判断だが、これもあまり遺存状況は良くない。明治 5 年の土留め板柵の下から出てきた木材は、胴木の可能性もある。割り材なので古い可能性があるが上層の裏込めを取り外さないと、これ以上調査できないため、実態はわかっていない。構造物の一部であるとの言い方はできるかもしれないが、完全な状況で残っているとはいえない。したがって現状では、トレンチ⑦-1～3 の調査結果として、17 世紀の木柵列は杭のみ、旧東海道護岸は裏込めのみ、明治 5 年の土留め板柵は矢板が 1 段程度、その下の胴木と思われる木材の状況から、この部分は記録保存の対応で良いものと考えている。ただし、胴木と思われるものは記録をとって取り外し、その過程で何かが出てきたら再考する必要がある。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

では記録保存の後に、SC 連壁と SMW の工事を可とする判断とする。

(委員長)

他に何かなければ、次に進める。

(4) 閉会

(委員長)

特になければ部会②を閉会し、部会③に進める。

以 上